

1. 議決権 2. 弾劾裁判権 3. 国政調査権 4. 違憲審査権

1. 投票用紙に、辞めさせたい裁判官の氏名だけを記入する

2. 裁判官の氏名の上の欄に、×印を記入する

3. 裁判官の氏名の上の欄に、辞めさせたい理由を記入する

4. 裁判官の氏名の上の欄に、○印を記入する

1. 条約の締結権は国会にあり、内閣はその交渉の事務作業のみを代行する機関である。

2. 条約の承認については衆議院のみの議決で成立し、参議院での審議は行われない。

3. 国会で承認された条約は、最高裁判所の長官が署名することで最終的に発効する。

4. 内閣は条約を締結する際、原則として事前に承認を得るべきだが、緊急時など状況に応じて事後の承認でもよい。

1. 内閣の指示に従い、憲法及び法律にのみ拘束される

(2026年 鹿児島県公立入試 類似)

1. 内閣総理大臣は国会議員の中から指名され、さらに国務大臣の過半数が国会議員で構成される仕組み。	2. 国会が制定した法律を、内閣が裁判所の許可なく執行できる仕組み。	3. 国務大臣の全員を衆議院議員から選出することで、衆議院の優越を徹底する仕組み。	4. 内閣総理大臣が最高裁判所の長官を指名し、司法との独立性を保つ仕組み。
---	------------------------------------	---	---------------------------------------

1. 裁判官の弾劾裁判 2. 内閣不信任の決議 3. 違憲審査制の適用 4. 最高裁判所長官の指名

岩手県公立入試 類似)

1. 最高裁判所が行う違憲審査の回数を増やし、基本的人権を保護するため。	2. 司法に対する国民の理解と信頼を深め、国民の視点や感覚を裁判に反映させるため。	3. 民事裁判におけるトラブルを、国民同士の話し合いで簡易に解決するため。	4. 裁判官や弁護士不足を補い、裁判にかかる時間や費用を減らすため。
--------------------------------------	---	---------------------------------------	------------------------------------

1. 内閣総理大臣の指名、法律案の議決、予算の作成 2. 弾劾裁判所の設置、裁判官の罷免、最高裁判所長官の指名 3. 証人の出頭、証言の請求、記録の提出の要求 4. 参議院の緊急集会の招集、内閣不信任案の決議、条約の調印

1. 天皇が自らの考えで改正内容を修正した後、国民に周知させる行為。
2. 国会による改正の発議に対し、天皇が拒否権を行使できる仕組み。
3. 内閣が決定した内容に対し、天皇が助言を与えることで成立させる行為。
4. 内閣の助言と承認に基づき、国民に対して憲法改正を広く知らせる形式的な行為。

1. まず本会議で法律案の可否を決定し、可決されたものについてのみ委員会で具体的な条文を修正する。
2. 議長から付託された法律案を、まず委員会で専門的に審議し、その結果をもとに本会議で採決する。
3. すべての法律案はまず内閣で成立させ、委員会や本会議は国民への説明の場としてのみ機能する。
4. 法律案はまず公聴会で国民の投票にかけ、その後に委員会を通さず本会議で議決する。

1. 内閣は予算案を提出する権限はあるが、法律案を国会に提出する権限は憲法上認められていない。

2. 内閣が提出した法律案が衆議院で否決された場合、最高裁判所が最終的な成立の可否を判断する。

3. 内閣が提出した法律案は、国会での審議を省略して、天皇の公布によって直ちに成立する。

4. 内閣から提出された法律案は、衆議院と参議院の両議院で審議され、可決されることで法律となる。

1. 本会議 2. 公聴会 3. 閣議 4. 委員会

(2022年 大阪府公立入試 類似)

1. 国の独立と安全を守ることを主たる任務とする組織が、その組織力や装備を活かして人命救助や生活支援を行う活動。	2. 犯罪の捜査や交通の安全確保を主たる任務とする組織が、都道府県の枠を超えて全国の避難所運営をすべて代行する活動。	3. 火災の予防や鎮火を主たる任務とする組織が、国の要請を待たずに海外の紛争地へ直接赴き復興支援を行う活動。	4. 海上の治安維持を主たる任務とする組織が、内陸部の被災地において仮設住宅の建設や都市計画の策定を主導する活動。
--	--	--	---

答え合わせ・解説

問1	答え 3 国政調査権	国会は「国権の最高機関」であり、国の政治が正しく行われているかを監視する役割を持っています。この役割を果たすため、行政などの実態を詳しく調べる手段として衆参両議院に認められているのがこの権利です。特に、重要な事項について関係者を呼んで直接質問することを「証人喚問」と呼びます。
問2	答え 2 裁判官の氏名の上の欄に、×印を記入する	国民審査の投票用紙にはあらかじめ裁判官の氏名が印刷されており、罷免すべき（辞めさせるべき）と考える裁判官の氏名の上の欄に「×」印を書き込む仕組みになっています。何も記入しなかった場合は、その裁判官を「罷免すべきではない（信任する）」とみなされます。×印をつけられた票が、何も書かれていない票を含む有効票の過半数に達した場合、その裁判官は罷免されます。
問3	答え 4 内閣は条約を締結する際、原則として事前に承認を得るべきだが、緊急時など状況に応じて事後の承認でもよい。	憲法第73条の規定では、「事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ること」が求められています。基本的には締結前に国会の判断を仰ぐべきですが、外交上の緊急性がある場合などは、先に署名を行い、後から国会の承認を得る「事後承認」の形をとることが認められています。
問4	答え 2 自らの良心に従い、憲法及び法律にのみ拘束される	日本国憲法第76条第3項の規定に関する問題です。司法権の独立を維持するため、裁判官は国会や内閣といった他の国家機関からの干渉を受けることなく、自らの「良心」に基づき、客観的なルールである「憲法」と「法律」のみに縛られて裁判を行います。これにより、時の権力に左右されない公正な裁判が保障されています。
問5	答え 1 内閣総理大臣は国会議員の中から指名され、さらに国務大臣の過半数が国会議員で構成される仕組み。	議院内閣制は、内閣が国会の信任によって成立し、国会に対して連帯して責任を負う制度です。内閣の首長である内閣総理大臣が国会議員の中から指名されるだけでなく、内閣の主要メンバーである国務大臣の過半数を国会議員が占めることで、行政と立法の強い結びつきが担保されています。
問6	答え 2 内閣不信任の決議	国会と内閣の関係において、内閣が国会を解散させる権利を持つのに対し、国会（衆議院）は内閣の責任を追及して辞職を迫る「内閣不信任の決議」を行う権利を持っています。これは権力の肥大化を防ぐための相互抑制の仕組みであり、一方が強い権限を持ったときにもう一方がそれに対抗できるように設計されています。なお、弾劾裁判は国会から裁判所、違憲審査は裁判所から国会や内閣、長官の指名は内閣から裁判所への抑制手段です。
問7	答え 2 司法に対する国民の理解と信頼を深め、国民の視点や感覚を裁判に反映させるため。	裁判員制度の主な導入目的は、国民が裁判に参加することで司法に対する理解と信頼を深め、裁判に国民の健全な社会通念や感覚を反映させることです。
問8	答え 3 証人の出頭、証言の請求、記録の提出の要求	憲法第62条には、両議院が「国政に関する調査を行い、これに関し、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる」と明記されています。これに対し、内閣総理大臣の指名や予算の議決は国会の他の権限であり、内閣不信任案の決議は衆議院のみに認められた権限です。
問9	答え 4 内閣の助言と承認に基づき、国民に対して憲法改正を広く知らせる形式的な行為。	天皇は憲法第7条に基づき、憲法改正、法律、政令及び条約を公布することを国事行為として行います。公布とは成立した法規範を国民が知ることができる状態に置くことですが、天皇は改正の内容を決定したり変更したりする権限はなく、内閣の助言と承認を受けて機械的・形式的にこの役割を担います。
問10	答え 2 議長から付託された法律案を、まず委員会で専門的に審議し、その結果をもとに本会議で採決する。	日本の国会では、各議院（衆議院・参議院）において、本会議での採決の前に委員会での専門的な審査を経る必要があります。委員会で法案の問題点や修正点を十分に議論し、その委員会での審査報告を受けてから、最終的に本会議で議院としての意思決定（採決）が行われます。
問11	答え 4 内閣から提出された法律案は、衆議院と参議院の両議院で審議され、可決されることで法律となる。	内閣から提出された法律案（閣法）であっても、議員から提出された法律案であっても、日本の二院制のもとでは原則として衆議院と参議院の両方の議院で審議し、可決される必要があります。国会は「国の唯一の立法機関」であるため、内閣が作成した案であっても国会での審議と議決が不可欠です。
問12	答え 4 委員会	国会には膨大な数の議案が提出されるため、全議員がいきなり本会議で議論するのではなく、まずは分野ごとに分かれた少人数のグループで詳細に審議する「委員会制」が採用されています。ここで実質的な審査が行われた後、本会議へと送られます。
問13	答え 1 国の独立と安全を守ることを主たる任務とする組織が、その組織力や装備を活かして人命救助や生活支援を行う活動。	自衛隊は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」ことを本来の任務としていますが、災害時にはその自己完結能力（食料・燃料・通信などを自前で確保できる能力）を活かし、捜索救助、給水、入浴支援、道路の啓開などの多角的な支援を行います。警察や消防、海上保安庁も災害時に活動しますが、それぞれ主たる任務や管轄が異なります。